

令和4年度 第5回 北海道大規模小売店舗立地審議会第2部会 議事録

1 日時 令和4年9月6日(火) 10時00分～11時00分

2 場所 渡島合同庁舎 4階 西棟 ミーティングルーム (WEB開催)

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 菊池 幸恵 (函館工業高等専門学校准教授)
特別委員 田中 浩二 (道南うみ街信用金庫審査部長)
特別委員 寺井 あすか (公立はこだて未来大学准教授)
特別委員 畠山 大 (北海道教育大学准教授)
特別委員 菅原 智明 (函館地域産業振興財団研究主幹)
特別委員 安木 新一郎 (函館大学准教授)

(2) 事務局

北海道渡島総合振興局産業振興部 商工労働観光課長 山本 悟史
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 松田 義人
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 専門主任 菊地 英恵
北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 岡坂 直光

4 傍聴者 0名

5 審議事項

「(仮称)サツドラ函館高盛町店」の法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

(1) 「(仮称)サツドラ函館高盛町店」の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から届出の概要説明、及び8月4日に開催した第4回審議会における第2部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア アクセス方向1から来店する車について

市道放射4-1号線を東に直進し、店舗前の2つの中央分離帯の間を右折して、出入口②から入庫することが可能であれば、中央分離帯の間を通行不可にした事例もあったので検討願いたい。

(回答)

7月末に市道宇賀浦4号線の一方通行が解除され、双方向通行となっているため、アクセス方向1からの来店車両は、市道放射4-1号線との交差点を右折し、出入口③から左折入場が可能になった。

(委員 A)

市道宇賀浦 4 号線の双方向通行の件とは別に、質問の件について回答願いたい。

また、市道放射 4-1 号線を東に直進した来店車両が、出入口①から入庫しようと、中央分離帯を越えたところで U ターン後に入庫ということを危惧しているが、そういった運転を避けるための対策を取ってもらえないか。

(事務局)

その 2 点について、再度、設置者に質疑照会を行い、後ほど文書にて委員の方々へ回答する。

(委員 A)

了解。

イ 自動二輪の駐車場について、店舗入口前に停めることも考えられるので、きちんと設置した方が良いのではないか。

(回答)

既存店の実績から自動二輪での来客は非常に少ないため、車両用駐車スペースに駐車いただける。今後の店舗出店の際には、検討事項とする。

ウ 出入口①から出庫する車が、左折せずにそのまま真っ直ぐ交差点に進入することがないよう、可能であれば、幅の広い中央分離帯で対応してもらいたい。

(回答)

中央分離帯があり道路の構造上、直進できないと考えている。また警察の指導により、出庫車両に対して、左折出庫を誘導する看板を設置し安全対策に努めていく。

エ 既存店舗の看板が比較的小さく、見にくいところもあるので、わかりやすい看板・標示をお願いしたい。

(回答)

今後も、お客様がわかりやすい標示デザインの検討を継続していく。

オ 市道宇賀浦 4 号線が相互通行になったあとには、出入口③に誘導看板を設置する予定はあるか。

(回答)

7 月末に、市道宇賀浦 4 号線の一方通行が解除され、双方向通行となっている。出入口③には、出入庫者に対して注意喚起看板を設置し、安全対策を講じる。

カ 渡島総合振興局連絡調整会議より北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、アイドリングストップ周知の通知があるが、この条例に罰則はあるのか。夏場に、子供やペットを車内に置いていった場合に熱中症などが心配される。

(回答)

この条例に罰則はなく、努力義務となっている。

(2) 発言

(部会長)

ただいまの説明について、質問・意見等はないか。質問・意見等がなければ、当該届出に対する第2部会としての意見をとりまとめたいと思うが、「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員)

異議なし。

(部会長)

それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 令和4年度における第2部会の届出状況の説明を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。